

鹿島市家庭用LED照明器具買替促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、エネルギー価格等の物価高騰の影響を受ける市民の家計負担の軽減を図るとともに、温室効果ガス排出量の削減による地球温暖化対策を推進するため、既存の蛍光灯器具、白熱電球器具等から、節電効果が高く、温室効果ガスの排出が低減されるLED照明器具への買い替えを行う市民に対し、予算の範囲内で鹿島市家庭用LED照明器具買替促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その補助金の交付については、鹿島市補助金等交付規則（昭和47年規則第9号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 次条に規定する補助対象製品を購入する時点で市内に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されていること。
- (2) その者の属する世帯の全ての世帯員が市税を滞納していないこと。
- (3) 同一世帯（世帯を分離している同居の世帯を含む。）において、この要綱による補助金を受けた者がいないこと。

2 補助対象者は、自己又は自己が属する世帯の構成員等が、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者。
- (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者。
- (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、若しくは便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与

している者。

(6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
(補助対象製品)

第3条 補助金の交付の対象となるLED照明器具（以下「補助対象製品」という。）は、補助対象者が自ら居住する住宅に設置するLED照明器具又はLED電球であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 市内事業者（本市に所在地を置く本店、支店、営業所等の名義で領収書を発行することができる者をいう。）で令和8年10月1日から令和9年2月26日までに購入し、設置したもの

(2) 新品のものであること。

(3) 住宅に固定して使用するもの（コンセント差し込み式等、容易に持ち運びができるものを除く。）

(4) 既に取り付けられた蛍光灯器具、白熱電球器具等から買い替えを目的として購入したもの

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象製品の購入及び設置に要する経費（配送等に係る経費及び既設の照明設備の処分に係る経費並びに消費税及び地方消費税の額を除く。）とする。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、1世帯につき3万円を上限とする。

2 補助金の交付の回数は、1世帯につき1回とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を申請しようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、鹿島市家庭用LED照明器具買替促進事業補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

(1) 補助対象経費に係るレシート又は領収書の写し（購入日、購入店舗名、補助対象製品の名称、機種名（型番）、購入金額、設置費及び支出の内訳が確認できるもの）

(2) 既存の蛍光灯器具、白熱電球器具等を交換し、新たに補助対象製品（

ＬＥＤ照明器具又はＬＥＤ電球）を設置したことが分かる写真

(3) 補助金の振込先口座が確認できる書類

(4) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、申請者は書面による申請書の提出に代えて、市長が指定する電子申請（市の機関の使用に係る電子計算機と申請者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して行う申請をいう。）の方法により申請書を提出することができる。

3 市長は、第1項及び前項の規定による交付申請を先着順に受け付けるものとする。

（補助金の交付決定等）

第7条 市長は、前条第1項又は第2項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めるときは、鹿島市家庭用ＬＥＤ照明器具買替促進事業補助金交付決定兼確定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第8条 市長は、前条の規定による補助金の交付決定後、速やかに当該交付決定を受けた者に補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し等）

第9条 市長は、第7条の規定による補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、鹿島市家庭用ＬＥＤ照明器具買替促進事業補助金交付取消通知書（様式第3号）により当該交付決定を受けた者に通知するものとする。

(1) 規則及びこの要綱の規定に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。

(3) その他市長が交付決定を取り消すことが適当と認めるとき。

2 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、交付した補助金の全部又は一部を返還させるものとする。

（財産の処分制限）

第10条 第7条の規定による補助金の交付決定を受けた者は、補助対象製品（取得価格及び効用の増加価格が単価50万円未満のものを除く。）を取得した日から起算して1年以内に、当該交付決定に係る補助対象製品を補助金の交付の目的に反して使用し、販売し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、廃棄し、又は処分してはならない。ただし、市長の承認を得

た場合は、この限りでない。

（状況調査）

第 1 1 条 市長は、第 7 条の規定による補助金の交付決定を受けた者に対して、必要に応じて補助金の交付決定に係る補助対象製品の設置状況の調査を行うことができる。

（受給権の譲渡又は担保の禁止）

第 1 2 条 補助金の交付を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

（補則）

第 1 3 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 8 年 1 0 月 1 日から施行する。

様式第 1 号（第 6 条関係）

鹿島市家庭用LED照明器具買替促進事業補助金交付申請書兼請求書

年 月 日

鹿島市長 様

次のとおり申請（請求）します。
なお、補助金の交付の可否の決定のため、私の世帯の住民登録資料、税務資料その他の情報について、鹿島市が各関係機関に調査し、照会し、又は閲覧を求めることを承諾します。

申請者記入欄	申請者氏名	印		電話番号	()
	住所	鹿島市			
	申請(請求)金額	金 円			
	費用内訳	LED照明器具を購入した日	購入費用 (補助対象経費)		補助金額 (千円未満切捨て)
年 月 日		円		円	
確認事項	確認の上□に✓をしてください	☐ 補助金の交付申請時において、納期限が到来している市税に未納はありません。			
		☐ 私と私の世帯に属する全ての者は、過去に鹿島市家庭用LED照明器具買替促進事業補助金の交付を受けていません。			
添付書類	(1) LED照明器具のレシート又は領収書の写し（購入日、購入店舗名、補助対象製品の名称、機種名（型番）、購入金額、設置費及び支出の内訳が確認できるもの） (2) 既存の蛍光灯器具、白熱電球器具等を交換し、新たにLED照明器具を設置したことが分かる写真 (3) 振込口座通帳の写し				

(振込先)

金融機関名	銀行・信用金庫 農協・ ()	本店・支店 出張所・ ()
預金種別	普通預金	当座預金
口座番号	(口座番号を右詰で記入して下さい)	
フリガナ		
口座名義人		

様式第2号（第7条関係）

鹿島市家庭用LED照明器具買替促進事業補助金交付決定兼確定通知書

年 月 日

様

鹿島市長

年 月 日付けで申請のあった 年度鹿島市家庭用LED照明器具買替促進事業補助金について、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

補助金交付決定及び確定額

円

様式第 3 号（第 9 条関係）

鹿島市家庭用 L E D 照明器具買替促進事業補助金交付取消通知書

年 月 日

様

鹿島市長

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった鹿島市家庭用 L E D 照明器具買替促進事業補助金について、次のとおり交付決定を取り消したので、鹿島市家庭用 L E D 照明器具買替促進事業補助金要綱第 9 条の規定により通知します。

記

1 補助金取消金額 金 円

2 取消理由